

(整理番号 1909)

長野地方最低賃金審議会

第4回本審議会 議事録

開催日時 場所	令和元年8月8日 16時10分～16時40分 長野労働局2階 会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 5人	定数 5人
	労働者代表委員	出席 5人	定数 5人
	使用者代表委員	出席 4人	定数 5人
主要議題	1 長野県最低賃金専門部会長報告について 2 長野県最低賃金の審議について 3 長野県最低賃金の改正決定について（答申） 4 令和元年度特定最低賃金改正決定の必要性について（諮問） 5 その他		
議事録			
○大日方室長 それでは只今より、長野地方最低賃金審議会、令和元年度第4回総会を開催いたします。 定足数の確認、審議会成立報告でございます。本日の出席委員は、委員15名中、14名のご出席をいただいております。最賃審議会令第5条第2項の規定により、3分の2以上の出席がありますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。 それでは、これからの審議につきまして、岩崎会長、よろしくお願いいたします。			
○岩崎会長 本日は、議題として、第1に、長野県最低賃金専門部会会長報告について、第2に、長野県最低賃金の審議について、第3に、長野県最低賃金の改正決定について（答申）、第4に、令和元年度特定最低賃金改正決定の必要性について（諮問）、第5に、その他を予定しております。			

最初に、本日の議事録署名人を指名いたします。労働者代表委員は堂込委員、使用者代表委員は丸田委員にお願いいたします。

さて、審議会は、長野地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項及び公開要綱に基づきまして、具体的な金額を議論する審議及び採決については、非公開といたします。その他は、公開により率直な意見交換等に支障があるとは認められませんので、公開といたします。

なお、事務局で、長野地方最低賃金審議会会議公開要綱第3条に基づきまして、本日開催の14日前に公開の公示をいたしましたところ、2件の傍聴の申し込みがございました、また、報道機関の4社が取材に見えておりますことを、ご報告いたします。

1 長野地方最低賃金専門部会部会長報告について

○岩崎会長

それでは、まず議題1、「長野地方最低賃金専門部会部会長報告について」、議題2、「長野県最低賃金の審議について」、続けて議事に入ります。

昨日審議され、取りまとまりました部会長報告は、私の手元にありますので報告します。事務局で、部会長報告文の朗読をお願いします。委員の皆さまは、資料番号No.1「長野県最低賃金の改正決定に関する報告書(写)」をご覧ください。

○藤川賃金指導官

では、読ませていただきます。

令和元年8月7日。長野地方最低賃金審議会会長岩崎徹也殿。長野地方最低賃金審議会、長野県最低賃金専門部会部会長岩崎徹也。

長野県最低賃金の改正決定に関する報告書。当専門部会は、令和元年7月8日、長野地方最低賃金審議会において付託された長野県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、労使の意見がまとまらず別紙3の公益委員見解を基に別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり令和元年7月31日付け中央最低賃金審議会の「令和元年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、平成30年10月1日発効の長野県最低賃金(時間額821円)は平成29年度の長野県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。記、公益代表委員、岩崎徹也、倉崎哲矢、昆万祐子。労働者代表委員、岩崎恵子、財津吉崇、山口正巳。使用者代表委員、井出康弘、中村英雄、水本正俊。

続きまして、別紙1のほうにまいります。長野県最低賃金を次のとおり改正決定すること。1、適用する地域、長野県の区域。2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間848円。5、この最低賃金にお

いて賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6、効力発生の日、法定どおりとする。

続きまして、別紙2にまいります。長野県最低賃金と生活保護との比較について。1、地域別最低賃金、(1)件名、長野県最低賃金。(2)最低賃金額、時間額821円。(3)発効日、平成30年10月1日。2、生活保護水準、(1)比較対象者、12～19歳・単身世帯者。(2)対象年度、平成29年度。(3)生活保護水準(平成29年度)、生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の長野県内人口加重平均に住宅扶助(注)の実績値を加えた金額(92,152円)。注釈、生活扶助の実績値は平成29年度の数値が未公表のため、平成28年度の実績値を使用している。3、生活保護に係る施策との整合性について。上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると長野県最低賃金が下回っているとは認められなかった。注釈、1箇月換算額、821円(長野県最低賃金)×173.8(一箇月平均法定労働時間数)×0.823(可処分所得の総所得に対する比率)=117,434円でございます。

別紙3につきましては、お配りしました長野県最低賃金の改正決定に関する公益委員見解のとおりでございます。以上でございます。

○岩崎会長

それでは、労使主張の概要について、会長代理、簡単に説明していただけますか。

○倉崎委員

では、ご報告いたします。

部会の中では、まず労働者側からは最低賃金法各種法規の目的に基づき、長野で生活するにはどれぐらいの賃金が必要なのか、そういう視点で検討すべきこと、また、最低賃金はその都市ごとの格差が開いてくると、結局働き手がどんどん都市部に流出し、それが長野の労働の基礎を毀損しかねないリスクがあるということ、そうした視点から、最低賃金の目安を上回る決定が必要であるというご主張をいただきまして、最終的には、目安額プラス1円というご提示をいただきました。他方、使用者側からは、やはり中小企業の経営状況の苦しさ、支払い能力と課題の点も強く言及されまして、最終的には引き上げ額25円の提示がございました。できれば、労使それぞれの合意に基づく金額の決定ができれば望ましかったのですが、それについて力を尽くしたところではありますが、最終的には合意に至らずに、公益見解を示すこととなりました。

公益見解は、目安の金額をお示ししました。その理由につきましては、目安は中賃で詳細な検討を重ねて提出したもので、他県の状況を見ても目安額そのもの、あるいは目安額プラス1円ないし2円という決定をした県が全てでありまして、よって、目安額を尊重して検討し、そこにプラス幾らかの金額を上乗せすべきかどうか検討したのですが、長野県においては、春季の賃上げ状況が去年と比べる

と若干落ちていました。よって、目安額という一般原則を修正してまでプラスを付するというのはふさわしくないという考えの下、目安額を公益見解としてお示しをしたところでございます。

結論としては、公・労が賛成、使が反対で、賛成多数で採決されたところでございます。以上がご報告になります。

○岩崎会長

ありがとうございました。

只今の報告書の内容につきまして、何かご意見、質問等がございましたらお願いいたします。

<「なし」の声あり>

2 長野県最低賃金の審議について

○岩崎会長

では、ご質問、ご意見はないということで、専門部会報告の別紙1にある長野県最低賃金の改正決定内容について、採決に入ります。傍聴者、報道関係者は、一旦ご退席を願います。

<傍聴者・報道関係者退席>

では、改正内容に賛成の方は挙手をお願いします。

<賛成者挙手>

では、反対の方。

<反対者挙手>

賛成は公益4人、労側5人、使側0。反対は公益・労側とも0、使側4人ということです。結果として賛成多数ということになりました。採決の結果、専門部会部会長報告別紙にある改正内容のとおり決定するとともに、答申することといたします。

事務局で答申文（案）を作成する間、休憩といたします。

<暫時休憩>

○岩崎会長

それでは再開いたします。答申文（案）を配布し、事務局で朗読をお願いします。

○藤川賃金指導官

では、読ませていただきます。案、令和元年8月8日、長野労働局長中原正裕

殿。長野地方最低賃金審議会会長岩崎徹也。

長野県最低賃金の改正決定について（答申）。当審議会は、令和元年7月8日付け長野労発基 0708 第1号をもって、貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙のとおり令和元年7月31日、中央最低賃金審議会の「令和元年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき、最新のデータにより比較したところ、平成30年10月1日発効の長野県最低賃金（時間額821円）が平成29年度の長野県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

続きまして、別紙1でございませう。長野県最低賃金を次のとおり改正決定すること。1、適用する地域、長野県の区域。2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間848円。5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6、効力発生の日、法定どおりとする。

続きまして、別紙2でございませう。長野県最低賃金と生活保護との比較について。1、地域別最低賃金、（1）件名、長野県最低賃金。（2）最低賃金額、時間額821円。（3）発効日、平成30年10月1日。2、生活保護水準、（1）比較対象者12～19歳・単身世帯者。（2）対象年度、平成29年度。（3）生活保護水準（平成29年度）、生活扶助基準（第1類費+第2類費+期末一時扶助費）の長野県内人口加重平均に住宅扶助（注）の実績値を加えた金額（92,152円）。注、生活扶助の実績値は平成29年度の数値が未公表のため、平成28年度の実績値を使用している。3、生活保護に係る施策との整合性について。上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（注）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると長野県最低賃金が下回っているとは認められなかった。注、1箇月換算額821円（長野県最低賃金）×173.8（一箇月平均法定労働時間数）×0.823（可処分所得の総所得に対する比率）=117,434円。以上でございませう。

○岩崎会長

この文案でよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

3 長野県最低賃金の改正決定について（答申）

○岩崎会長

次に、議題3、「長野県最低賃金の改正決定について（答申）」に入ります。

それでは、これから答申することにいたします。

○中原労働局長

只今、岩崎会長から、長野県最低賃金の改正決定に係る答申をいただきました

ので、一言ご挨拶を申し上げます。

7月8日に諮問をさせていただいて以来、岩崎会長はじめ委員の皆さま方には、大変お忙しい中、慎重かつ精力的な調査審議をしていただきましたことに深く敬意を表し、厚く御礼を申し上げます。

いただいた答申に基づき、速やかに長野県最低賃金の改正に関する諸手続を進めてまいる所存でございます。

なお、今後は長野県最低賃金の改正に関する異議があった場合のご審議、そして特定最低賃金のご審議をいただくこととなりますが、何とぞよろしくお願いを申し上げます。誠に簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○岩崎会長

それでは、長野県最低賃金に関する今後の手続などについて、説明を事務局からお願いいたします。

○大日方室長

それでは、異議の申立につきまして、手続の説明をさせていただきます。

本日いただきました長野県最低賃金の改正決定に係る答申につきましては、速やかに長野県最低賃金の改正に関する諸手続を進めてまいります。

長野県最低賃金の改正決定に係る答申内容に係る異議の申出に係る公示につきましては、あす8月9日から8月23日の間で行います。仮に異議の申出がありましたら、8月26日月曜日午前10時30分から、第5回総会を開催の上、異議申出に関する審議を行うこととなります。その審議結果等を踏まえまして、10月4日法定発効となるよう進めてまいります。事務局からの説明は、以上でございます。

4 令和元年度特定最低賃金改正決定の必要性について（諮問）

○岩崎会長

それでは、「令和元年度特定最低賃金改正決定の必要性について（諮問）」に入ります。説明をお願いいたします。

○大日方室長

長野県特定最低賃金改正決定の必要性について、局長より諮問をさせていただきますが、その前に、特定最低賃金4業種の申出状況について説明させていただきます。

資料 No. 2 をご覧ください。表紙に各申出書について表記したとおり、計量器等製造業の申出書が1～2ページ、はん用機械器具等製造業の申出書が3～4ページ、各種商品小売業の申出書が5ページ、印刷、製版業の申出書が6～7ページに資料として提出しております。

これら4業種の申出は、7月25日付で提出されているところでございます。

なお、定量的要件に関しましては、それぞれ適用労働者数のおおむね3分の1以上の合意が得られていることが必要となりますが、いずれも満たしていることを確認しております。

また、定量的要件以外に、それぞれの申出書及び添付書類を確認し、申出要件を審査いたしました結果、いずれも要件を満たしておりますので、改正決定の必要性についての諮問をさせていただくことといたしました。

それではただ今から、局長より諮問させていただきます。長野労働局長から、長野地方最低賃金審議会岩崎会長に諮問文をお渡しいたします。

○中原労働局長

長野地方最低賃金審議会会長岩崎徹也殿。特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問。

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、特定最低賃金の改正決定を求める申出があったので、同法第21条の規定により、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について貴会の意見を求めます。よろしく願いいたします。

○岩崎会長

それでは諮問文の写しが配布されましたので、事務局から諮問文を朗読していただきたいと思っております。

○藤川賃金指導官

では、読ませていただきます。長野労発基0808第1号、令和元年8月8日、長野地方最低賃金審議会会長岩崎徹也殿。長野労働局長中原正裕。

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）。最低賃金法（昭和34年法律第137号第15条第1項）の規定に基づき、特定最低賃金の改正決定を求める申出があったので、同法第21条の規定により、下記特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記、1、長野県計量器・測定器・分析機器・試験機・医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具・時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金の改正決定（平成20年長野労働局最低賃金公示第3号）。2、長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定（平成20年長野労働局最低賃金公示第2号）。3、長野県各種商品小売業最低賃金の改正決定（平成20年長野労働局最低賃金公示第5号）。4、長野県印刷製版業最低賃金の改正決定（平成20年長野労働局最低賃金公示第4号）、以上でございます。

○岩崎会長

只今、諮問のありました特定最低賃金4業種の改正の必要性につきましては、8月23日金曜日午前10時半からの第2回特定最低賃金検討小委員会で検討をお願いいたします。検討小委員会の結果は、8月26日月曜の午前10時半からの第5回総会において、令和元年度特定最低賃金改正決定の必要性の有無について、答申をいただくことになっておりますのでよろしくをお願いいたします。

5 その他

○岩崎会長

議題5、その他に入りますが、事務局、何かございますか。

○大日方室長

ございません。

○岩崎会長

労働者代表委員はいかがでしょうか。

<労働者代表委員 「ございません。」>

○岩崎会長

使用者代表委員はありますか。

<使用者代表委員 「ございません。」>

○岩崎会長

それではないようですので、本日の総会は閉会といたします。

ご苦労さまでした。